

気仙沼市公営企業（病院）公告第3号

気仙沼市立病院医師の勤怠管理システム導入・運用事業について、業者選定のための公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和8年1月9日

気仙沼市病院事業管理者 横田 憲一

1 事業目的

医師の勤務の記録を適時に、また正確かつ客観的に把握する仕組みを整備することにより、過度な時間外勤務を防止し、職員の労務管理の実効性を高めるとともに、医師の健康確保及び業務効率化により医療の質向上に資することを目的とする。

2 事業概要

- (1) 事業名称 気仙沼市立病院 医師の勤怠管理システム導入・運用事業
- (2) 事業場所 気仙沼市立病院（気仙沼市赤岩杉ノ沢8番地2）
- (3) 事業内容 別紙「気仙沼市立病院 医師の勤怠管理システム導入・運用事業に関する仕様書」のとおり
- (4) 事業期間 契約締結日から令和11年3月31日まで

3 参加資格条件

(1) 事業実績

本事業に対応実績があること

(2) サポート体制

本事業の実施において、市立病院の要請に応じて来院し対応できる体制を整えていること

(3) 欠格要件

次の①から⑨までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中の者
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中の者
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中の者
- ⑤ 本プロポーザル公告日時点で、気仙沼市競争入札参加資格業者指名停止基準（平成29年気仙沼市告示第27号）による指名停止の措置を受けている又は措置要件に該当する者
- ⑥ 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者
- ⑦ 気仙沼市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年気仙沼市告示第105号）別表各号に規定する要件に該当する者
- ⑧ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- ⑨ システムの導入・運用について、平成31年4月1日以降に裁判・訴訟等により有罪判決、損害賠償請求等を受けた者

4 本プロポーザルの日程

項目番号	内容	日程
1	公募の開始	令和8年1月9日（金）
2	質問書の受付	令和8年1月9日（金）
3	質問の締切	令和8年1月16日（金）
4	質問書に対する回答	令和8年1月21日（水）
5	参加申込書提出期限	令和8年1月28日（水）
6	企画提案書の提出期限	令和8年2月4日（水）
7	プレゼンテーション、トライアル使用及びヒアリング	令和8年2月9日（月）から 令和8年2月20日（金）まで
8	審査結果通知	令和8年2月25日（水）

※プレゼンテーション、トライアル使用及びヒアリングの実施日については、別途提示する。

5 実施要領等の配布

実施要領等は気仙沼市立病院ホームページからダウンロードすること。

6 契約候補者の選定について

企画提案書は、評価者による採点方式で審査し、最高点の評価が最も多かった者を候補者として選定する。

7 契約の締結について

審査の結果、契約候補者として選定された提案者と契約の締結に関する協議を行い、契約を締結する。
なお、契約候補者との協議が整わない場合は次点候補者と契約に向けて協議を行う。

8 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「気仙沼市立病院 医師の勤怠管理システム導入・運用事業公募型プロポーザル実施要領」による。